



お友達登録で
令和3年度注目
の助成金の
ご案内送ります

I 健康保険法改正における変更点

健康保険法等の一部を改正する法律が6月に公布されました。今回の主な改正事項をご紹介します。

◆主な3つの改正事項

①傷病手当金の支給期間の通算化…最大1年6ヶ月の支給がされますが、現行での傷病手当は支給期間に仕事復帰し、再び同じ病気やケガで就業できなくなった場合でも、不支給となる復帰期間も含めて、支給期間に算入されていました。今回の改定で復帰期間は含めず、その分は延長して受給できるようになり、支給期間が通算化されます。②任意継続被保険者制度の見直し…現行では原則2年間保険料が変わらず、資格の喪失もできませんでした。今回の改定では、保険料の算定基礎の見直しとともに、被保険者からの申請による任意での資格喪失が可能となりました。③育児休業中の保険料の免除の見直し…現行では月末時点で育児休業を取得していると、当該月の保険料が免除になっており、月末に育児休暇を取得していない場合、保険料は免除にはなりません。今回の改定では、育児休業期間に月末を含まない場合でも、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には、当該月の保険料が免除になります。また、賞与に係る保険料については1ヶ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象になります。

II 最低賃金3%引き上げへ

Vo.138

中央最低賃金審議会（以下、中央審議会）は、2021年度の最低賃金を全国平均で時給930円とする目安を決めました。現在の全国平均は902円であり、28円の引き上げは新方式になって以降、過去最大となり、最低賃金の上げ幅は約3%にもなります。

◆最低賃金引き上げの背景

最低賃金は中央審議会の目安を参考に、都道府県ごとの審議会が実際の引き上げ幅を決め、10月ごろ、新たな最低賃金が適用されます。通常、目安は物価などをもとに分けた地域ごとに示されていますが、今回は全地域が28円になりました。目安通りなら、京都は937円となり、全都道府県の最低賃金は800円を超えます。最低賃金は過去3年間で年3%の上昇が続いていましたが、昨年はコロナ禍による経済活動への影響があり、政府が雇用の維持を優先すると表明し、引き上げの流れが止まりました。今年国民の所得向上による消費回復が生じ、経済を成長させるという考えのもと、政府が再び「全国加重平均1千円」の早期実現を目指すと表明しました。中小企業の団体等はコロナ禍による飲食業等への打撃が大きい

として、現行水準の維持を求めていましたが産業全体では利益水準が回復していると判断し、政府の意向に沿った結果となりました。

連載コラムNo. 10

メンタルヘルスと助成金

多くの企業で必要とされている「メンタルヘルス対策」ですが、具体的にはどのようにすればよいのでしょうか？今回は企業が実施する、メンタルヘルス対策とそれに活用できる助成金についてご紹介致します。

◆メンタルヘルス対策と助成金概要

メンタルヘルス対策の1つとして「ストレスチェック制度」があります。このストレスチェックは法律で義務化されていますが、（従業員50人未満の事業所では努力義務）アウトソーシングも可能です。また、メンタルヘルスに対する従業員の教育研修や、ストレス対応の仕方や頼ることができる機関の載ったリーフレット等も対策に有用です。産業内保健スタッフの整備等、職場内での環境を整えることはもちろん、「都道府県メンタルヘルス支援センター」等、外部の資源を利用することも念頭に置いておきましょう。メンタルヘルスに対する助成金として「心の健康づくり計画助成金」があります。事業主が産業保健総合支援センターの助言や支援に基づき「心の健康づくり計画」を作成し、これを実行した場合には助成金が支給されます。1事業主あたり10万円が1回限りです。このような助成金も利用しつつ、メンタルヘルス対策を進めていきましょう。

桜 行政書士法人
桜 社会保険労務士法人
さくら 京都合同会社



桜行政書士法人・桜社会保険労務士法人

〒604-0072 さくら京都合同会社

京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町487-16

Tel 075-211-0151 Fax 075-251-6696

E-mail : office@sakura-kyoto.net

ホームページ : http://sakura-kyoto.net